

公告書

令和3年6月5日

事業計画者 株式会社カンセイ
代表取締役 大谷航平

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第22条第1項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第23条の規定に基づき、説明会を開催いたします。

なお、条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1. 事業計画者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

名称	株式会社カンセイ
代表者	代表取締役 大谷航平
主たる事務所	三重県鈴鹿市北玉垣町58番地の1
連絡先	059-382-1265

2. 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類

目的	近年では循環型社会形成が進められ廃棄物処理に関しては積極的に新たなチャレンジを行うことが重要とされております。弊社でも環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた事業を推進するため、動植物性残さ（コーヒー豆、コーヒー豆皮、コーヒーかす又はコーヒーの付帯物）のたい肥化を行う、新たな処理施設を計画いたしました。
計画地	三重県鈴鹿市津賀町字東条 854番2の一部 同所 字五反田845番7の一部
処理施設の種類	破碎施設及び発酵施設
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	2.4t/日（発酵） 1.14t/日（8h）（破碎） 動植物性残さ

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	本社 鈴鹿市北玉垣町58番地の1 津賀事業所 鈴鹿市津賀町字東条854番地2
縦覧開始予定日	令和3年6月5日
縦覧時間	9時00分～17時00分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

4. 説明会の開催

日時	令和3年6月19日 11時00分～12時00分
場所	津賀事業所 鈴鹿市津賀町字東条854番地2

5. 意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和3年7月19日
提出先	〒513-0813 三重県鈴鹿市北玉垣町58番地の1 株式会社カンセイ TEL 059-382-1265
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着 (持参の場合 土曜日・日曜日・祝日を除く)
様式	規定なし

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再意見書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ (http://www.kansei-mie.jp/) に掲載します。